

令和 5 年 第 4 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 5 年第 4 回水巻町議会定例会第 1 回継続会は、令和 5 年 6 月 7 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 岡 田 選 子

2 番 山 口 秀 信

9 番 井 手 幸 子

3 番 松 野 俊 子

10 番 中 山 恵

4 番 水ノ江 晴 敏

11 番 古 賀 信 行

5 番 亀 元 公 一

12 番 近 藤 進 也

6 番 廣 瀬 猛

13 番 住 吉 浩 徳

7 番 名 倉 亮 介

14 番 高 橋 恵 司

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 巻 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 5 年 6 月 定例会 (第 4 回)

第 1 回継続会

本会議 会議録

令和 5 年 6 月 7 日

水 巻 町 議 会

令和 5 年 第 4 回水巻町議会定例会 第 1 回継続会 会議録

令和 5 年 6 月 7 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 5 年第 4 回水巻町議会定例会第 1 回継続会を開きます。

日程第 1 諮問第 1 号 / 日程第 2 諮問第 2 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第 2、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についての 2 案件を一括議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。採決は個別に行います。諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、諮問第 1 号は、適任とすることに決しました。

引き続き採決を行います。諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、諮問第 2 号は、適任とすることに決しました。

日程第3 同意第4号

議 長（白石雄二）

日程第3、同意第4号 水巻町監査委員の選任についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。同意第4号 水巻町監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第4号は、同意することに決しました。

日程第4 同意第5号

議 長（白石雄二）

日程第4、同意第5号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。同意第5号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第5号は、同意することに決しました。

日程第5 同意第6号 / 日程第6 同意第7号 / 日程第7 同意第8号 / 日程第8 同意第9号 / 日程第9 同意第10号 / 日程第10 同意第11号 / 日程第11 同意第12号 / 日程第12 同意第13号 / 日程第13 同意第14号 / 日程第15 同意第15号 / 日程第15 同意第16号

議長（白石雄二）

日程第5、同意第6号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第6、同意第7号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第7、同意第8号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第8、同意第9号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第9、同意第10号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第10、同意第11号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第11、同意第12号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第12、同意第13号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第13、同意第14号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第14、同意第15号 水巻町農業委員会委員の任命について、及び日程第15、同意第16号 水巻町農業委員会委員の任命についての11案件を一括議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

今回、11名の農業委員が推薦されていますけど、農林水産省のホームページによると、定数について、こう書いてます。定数は、農業者が1,100人以下、または農地面積が1,300ヘクタール以下の場合は、14人。括弧して、推進委員を委嘱しない場合は27人で書いてますね。

そしてですね、農業者数が6,000人を超え、かつ農地面積が5,000ヘクタールを超えた場合は、24名。そして括弧して、推進委員を委嘱しない場合は47名と書いてます。

そして水巻町は、まあ1100ヘクタールほどしか耕地面積ないんだから。ですね。この定数は、旧態依然、私は多過ぎると思います。

ほいで、3月10日の水巻町のホームページのですね、農業委員の推薦及び応募状況、これ12名になっています。そしてですね、この中で、町が、該当・非該当で書いてるんですね。その中で、非該当者が1、2、3、4、5、6、7、8ですかね。——ということでやっています。

第1点は、この定数がですね、農地面積、農業に従事している人に対して、私は多過ぎると思います。

そういう点、担当課長はどう思われますか。質問いたします。

議長（白石雄二）

はい、大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

ただいまの古賀議員の御質問でございますが、条例でですね、条例定数を定めておりまして、その定数が11ということでございます。

農業委員会ですね、毎月総会というものを開いておりますが、農業委員さんのほうからそういった御意見は伺っておりません。

——ということとですね、ただし、今、農家の戸数が少し減ってきている状況もございますので、今後ですね、この定数につきましては、検討の余地があるかなというふうには、事務局では考えております。

ただし、今現在ですね、条例の定数は11人でございますので、11人の御同意をもらうということで、今回、上程させていただいているところでございます。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

定数も将来改正する、考えていると言われてうれしいんですけど、あまりにもですね、耕地面積、またですね、農業従事者が少ない中でですね、どれぐらい——。私やったら、もう3分の1ぐらいでいいと思うんですけど。

その点どんなふうに思われますか。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

今ですね、農家が町内の各地におられますけれども、そのバランスとかを見ながらですね、やっぱり地区地区のバランスというものを考慮しなくてはいけないと思いますので、農家戸数の極端に少ないようなところがございましたら統合するとかですね、統廃合するとか、そういった決め方が一つの方法かなと思いますけれども、今は何人が適切かということは、私は今ですね、そういった考えは持ち合わせておりません。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

12 番（近藤進也）

近藤です。

これまで、本来ならばこれは再議に付していただきたいんですが、町長にお願いしたいんです。

この提案をする前に、現場がちゃんと報告してないのかもしれないかもしれません。

私のときは、当然、農業委員会は、生産組合あるいは農事組合の推薦が優先するということになっておりましたので、このことをもう一度、現場が報告してないのであれば、町長が持ち帰ってですね、もう一度提案していただきたいと、私はこのように思います。

異議を申し立てますが、実際に生産組合のほうで、農事組合も含めて、これまでの慣例、通例と申しますか、そういったところが推薦をしてきたところを、町長はそれを受け入れて、議

会にはそのまま提案をしておりました。

しかし、町長が人選をするというようなことは、私のときはありませんでしたので、農業委員会の在り方については、11人は確かに多いと思います。

先ほど古賀議員がおっしゃったように、農水省の取決めによってもですね、やはり、過半数以上が農業従事者でないといけないと。で、実際にそういう専従の方というのは、この11人の中に3人しかいませんよね。

それから、女性と男性、あるいは青年、あるいは、女性に関しても、若い人を積極的に登用するようにというふうにも書いてあります。

そういったことからですね、やはりあなたがそういうものをきちんと、これまでの長年の通例であった、この慣例を破って、選考に誤りがあったんではないかと。その選考の仕方について、生産組合から推薦されていない方、自ら立候補される方は誰でも推薦していいのかどうか。これまでの在り方と、今回の、あなたが取決めになったそのやり方の、どこが違うのか。以前のことと照らし合わせて、ちょっとお聞かせください。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

今まで、なかなか11人の定数を超えるという事例がございましたので、今回のような選考の仕方はしておりませんでした。

今回、どうしても11人の条例定数がありますので、これを守らなくてははいけませんので、どうにかして決めないかと。

これがですね、私も条例で定めておりますところの、水巻町農業委員会委員選考委員会というものがございます。そちらにかけてですね、御意見を伺いながら決めたところなんですけれども、その決め方に関しましては、まず今、近藤議員が言われたようにですね、女性でありますとか、農業に関係ない方、利害関係のない方を、中立の委員として入れなさいというようなことで、法の定めもございますので、そういった方については、まず優先して決定しようということになりました。

残りの10名につきましては、これはちょっと近藤議員からすれば不満かもしれませんが、今までの慣例に従いまして、地区のバランスを考えまして、各地区から1名の推薦があったところの方に関しましては、その方を候補者として挙げましょうというふうに決めました。

で、1地区だけですね、地区から2名の推薦がございましたので、この方に対してどうしようかということで、私も定めております選考基準があります。その中で、農業の経験とかですね、それから農業委員の経験があったかどうかと、そういったようなことをスコア化しまして、ほぼ差はなかったんですけども、農業委員の経験の有無というところでですね、一つ差がついたということで、農業委員会の選考委員会で、異議もなくですね、そこで、あくまでも候補者として町長に報告を申し上げたところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

推測ではなくて、やはり、農業委員の選考の在り方はですね、きちんと国の基準に照らしてですね、守っていただきたいんです。

そのことをきちんと町長にも進言申し上げて、そして、地域から推薦がなかった方をね、無理に入れるというのは、公正さを欠いてるんですよ。

そういったことも含めてですね、そのことをあなたは町長に報告したのかどうか、ちょっとお聞かせください。

議 長（白石雄二）

はい、大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

私は、選考委員会で、先ほど申し上げたような流れとですね、結果を報告いたしております。

議 長（白石雄二）

近藤議員。近藤議員は3回やったんじゃないですか。

12 番（近藤進也）

今度が3回目でしょ。

今、言われている説明ではね、納得いかないんですよ。

基準に照らしてやってくださいと言ってますし、農業従事者、認定農業者っていうのが、この11名の中に、3人しかいないというんですよ。過半数を占めるように選考しなきゃいけないのに、それさえも逸脱してますよね。

実際にそういう方がいないというのは分かります。

認定農業者が入っていないのはどういうことですか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

産業環境課長（大黒秀一）

ただいまの御質問でございますが、これは私どもも少し気になってですね、県とかに確認しました。

法律も読んでみたんですけども、私どもの水巻町ですね、農地の耕地面積が200ヘクタール以下の場合はですね、過半数を置かなくてはいけないというのは適用されないと。適用外

であるということが確認取れましたので、過半数を満たしてなくても、これは別に法に何ら抵触するものではないというふうに解釈しております。

[「質問の答えになってないやないの。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

[「認定農業者のこと言ってるんですよ。」と発言する者あり。]

[「そうです、はい、いいですか。今私が答えたのは認定農業者のことです。認定農業者が過半数を超えないかんということは法律に書かれてありますけれども、ただしということで、例外規定がございます。水巻町の場合は農地が少ないので、その例外規定に当たるといったことでお答えしたつもりです。以上です。」と発言する者あり。]

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

この農業委員の選任についてですね、2016 年ですかね。今まで公選制で、選挙で選ばれていたのが、こういうふうな任命制になってきたということなんですね。

そのときに、一番心配されたのが、その任命、町長の推薦っていうか、農業生産組合ですかね。生産組合からの推薦によって挙がってくるその人たちを、恣意的に推薦するっていうことがあってはならないっていうことが、心配されてたんですね。

そういう、選挙じゃなくて任命制にするっていうことになってですね。

それで、そのときに、任命制が変わるときに、現場からの指摘もあって、任命に当たっては、様々な要件が課せられたと。その一つが、議会の同意を必要とするということですね。

それと、農業者等から候補者の推薦及び募集を行って、期間はおおむね 1 か月ですね。その情報を公表して、結果を尊重すると。

それで、農業委員会等に関する法律施行規則第 11 条第 3 項に、候補者が定数を超えた場合は、関係者から意見を聞き、任命過程の公平性及び透明性を確保する措置を講じなければならないということなんですね。

だから、それにのっとってされたとは思いますが、様々先ほどから御意見が出ているように、透明性に欠けるんじゃないかというようなこともあると、思われているのかどうか分かりませんが、その経過をですね、この方々の推薦を受け、任命するに当たった経過をですね、きちんと説明していただけますか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

産業環境課長（大黒秀一）

先ほど私が話したとちょっと重複するところもあるかと思いますが、今回の改選に当たりましては、令和5年2月10日から3月10日までに期限を切りまして、広報、ホームページでですね、応募を受け付けておりました。

そのところ、条例定数の11人に対しまして、12人の推薦がございました。

それを、応募締切り後ですね、もう御確認いただけたと思いますが、速やかにホームページのほうに、その結果を公表してございます。

その後にですね、委員の選任の手続につきましては、農業委員会の委員選任に関する規則、こういったものがございまして、その規定によりまして、水巻町農業委員会委員選考委員に意見を求めるために、4月19日に農業委員会の経験者、また農業団体代表者など、6人で構成いたします組織の選考委員会ですね。こちらを設置して、選考基準に基づいて、全会一致で11人の候補者の選考が行われたということで、その後、速やかに町長に報告をいたしております。

よろしいでしょうか。流れとしてはそういうことですね。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

そのときにやはり選考のね、基準っていうのがやっぱり大事なんだと思うんですね。

だからその辺について、何ですかね、皆さん、納得のいく説明。そして漏れた方。漏れた方の納得のいく説明。そういうのがちゃんとされているのかどうかですね。

そこはどうでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

産業環境課長（大黒秀一）

選考委員会の中身、先ほども少し触れたと思いますが、段階を追ってですね、この形をまず決めていって、最後、2人重複していた下二区につきましてはですね、選考せざるを得なかったの、したということになります。

その際の選考基準ですが、応募・推薦の状況はどうだったのか、それから農業委員会の委員の経験はあるのかないのか、農業の従事期間はどうかだったのか。そういったことをですね、点数につかましてスコア化して、客観的に判断できるような材料を持って決定したということになります。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

その資料は、情報公開請求すれば出していただける情報ですか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

産業環境課長（大黒秀一）

その結果もそうですけども、議事録もちゃんと取っていますので、きちんとした手続を踏んでいただければお見せすることができます。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

農水省の――。

議 長（白石雄二）

賛成ですか、反対ですか。

11 番（古賀信行）

反対です。

農水省の農業委員の説明でこう書いています。「農業委員会は、市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、農業委員は、合議体としての意思決定（農地の権利移動の許可・不許可の決定など）を担当。」、2 番目が、「農業委員会は、「農地利用最適化推進委員」を委嘱し、推進委員は、担当区域における農地等の利用の最適化の推進を担当。」と書いています。

でですね、私がいつも思うのは、この耕地面積が少ない水巻で、農地が宅地に転用されていく。非常に自分自身、悲しんでいます。

そういう点でですね、市町村によっては、空き家を解体したところに移住したところには、補助金を出すとかいう対策を取っている市町村もあります。

そういう点でですね、私が知っているところでは、20 所帯もないところに、空き家が 5 所帯あるところもあるんです。町内。

そういうところでですね、もう少し町が調査して、そういう空き家に、新しい家を建てるようなですね、施策を取ることが第 1 点だと見ています。

そして、私、さっき述べましたように、農水省の生産規模からしてもですね、あまりにも農業委員が多いこと。

それから、さっき産業環境課長が言われましたように、ある地区から 2 人の候補者が出たっ

ち言われましたね。その地区を調べましたら、落とされた方のほうが、耕地面積が6万7000平方メートルですね。そして今度は、あともう1人、この地区から出られた方が5万6000平方メートルなんですね。

生産規模としては、落とされた方のほうが生産規模も大きいし、作っている野菜・農作物の種類も多いです。

そういう点でですね、私はこの農業委員の同意には賛成しかねます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、ほかに。岡田議員。

8 番（岡田選子）

人事案なのでなかなか難しいんですが、賛成の立場から少し意見を述べさせていただきます。

先ほども申しましたように、任命制になってからですね。——なったということが、やっぱり町長が任命するということになりますんで、そこに、少なからず恣意的なものが入り込んではいけないということが、一番大事なことだと思うんですね。

それが今、様々な議会でこのような議論になっているっていうのは、その辺に、ちょっと透明性に欠けるんじゃないかというところがあるのではないかと思いますので、そこら辺をですね、今後、農業委員会、本当に水巻町で農地がどんどん宅地化されていることには、本当に多くの方が懸念をされております。

そして、農地の適正化の推進委員ですかね。そういうものができてですね、これでいいんだろうかっていうふうなね、どんどんこう、農地の転用というかですか、もう本当に多くの方の心配の声を聞いておりますので、農業委員会の役割っていうのは、農地転用を推進するんじゃなくてですね、農業を守り、農地を守り、農業者を守ることが一番大事なことだと思ってますんで、その本来にのっとった委員会の審議ができますように要望いたしまして、賛成いたします。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

本来なら異議ありと申し上げたいんですが、採決に応じる気はありません。

実は、賛成とか反対とかいうものではなく、度々異議を申し立てて、この手続には不手際があるということを町長にも申し上げました。

これは町長が持ち帰って、また再議を付していただきたいというお願いでございます。

このまま現場から上がってきたものを出されるというのは、私も通例、今までは行ってまいりましたが、そのことを知っているがゆえに、異議を申し立てたのです。

農地面積をですね、やたらと言いますけども、その前段の1、2、3の農水省の述べている項

目、その規定にあなたは沿っていないということを言ってるんですよ。

そういったね、手続を飛び越えて、あなたは「地区から2名の推薦があった」と。

かつて、現場ではですね、候補者がたくさんいたときには、選挙だったんです。

そういった手間暇を省いて、生産組合長のほうから推薦をしてくださいということで、現場は度々声を下ろしていくんですね。

例えば、区長さん決めるのも、民生委員決めるのも、やはり担当課はちゃんと現場に行って、「どなたか推薦してください」と。

自分たちが一人一人調べて回るわけじゃないでしょう。

そういったことから、現場から上がってくる声を取り上げて、生産組合長が推薦したものを優先して——。優先順位がありますからね。

それを、慣例を破って、あなたは、関係もない1、2、3、4の4番を取り上げて、農地面積のことだけを言いますけども。

それで言うならば、農業従事者はいるんですか、11人の中に。認定農業者3人しかいないのに、残りの方はどうなるんですか、8人は。どうやって選んだんですか。どうやって選考するんですか。

選考委員会があると言いますけども、実際にじゃあ、地元の各地区から推薦人を出させてきました。その方たちを無視するんですか。

あくまでもあなたは推薦者を取り上げたって言いますよね。そう言いながら、全然違うじゃないですか。

農地面積のことを私は聞いてませんよ。選考基準の在り方が問題だと言ってきましたよ。

だから、地区から上がってきた声に基づいて、そしてあなたがそれを決めたなら、そこで町長に進言を申し上げて、町長は上程するということになってるんですよ。

これまでの通例を言いますと、そういうような仕組みですので、町長に再議を付してほしいというお願いをしているわけです。

だから、異議を申し立てて、私はこの件については、賛成も反対もいたしません。

態度を保留いたします。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。採決は個別に行います。同意第6号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第6号は、同意することに決しました。

引き続き採決を行います。同意第7号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第7号は、同意することに決しました。

同意第8号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第8号は、同意することに決しました。

同意第9号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第9号は、同意することに決しました。

同意第10号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第10号は、同意することに決しました。

同意第11号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第11号は、同意することに決しました。

同意第12号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第12号は、同意することに決しました。

同意第13号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第 13 号は、同意することに決しました。

同意第 14 号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第 14 号は、同意することに決しました。

同意第 15 号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第 15 号は、同意することに決しました。

同意第 16 号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、同意第 16 号は、同意することに決しました。

日程第 16 報告第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、報告第 5 号 水巻町税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

軽自動車税の減税についてですね。環境性能割の税率区分の見直しが、今年の 12 月まで据置きされたということになっております。据置きされる背景を少し説明していただきたいのと、今、軽自動車税についてですね、町の歳入ですかね。どういう状況であるのかについて、少し説明をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、土岐課長。

税務課長（土岐和弘）

御質問にお答えをいたします。

軽自動車の減税の環境性能割についてでございますが、こちらは以前、自動車取得税というふうな名前で、自動車を購入した際にかかる税金でございまして、こちらの 52 ページの 3

番の一番表の下に書いておりますけれども、取得額掛けるの税率、こちら1%、2%と書いておりますけれども、掛ける税率が税額になるということで、県のほうが徴収をして、その環境性能割を町のほうに納めていただくというふうな流れになっております。

もちろん国としましてはですね、今、エコというふうな観点からですね、環境に優しい車、いわゆる電気自動車とか燃料電池車ですね。そういったものの普及を促しているというふうな形になっておりまして、こちらの表にありますとおり、今年の12月までは今の税率のままでいくんですけれども、令和6年の1月から、もしくは令和7年4月から、徐々に非課税の枠が狭まってきてですね、できるだけ電気自動車を購入していただく方については、非課税等の優遇措置がありますというふうな形になっております。

水巻町の現状におきましてはですね、こちら、令和4年度は、この下に書いておりますグリーン化の特例の分についてはですね、また、少し、適用の期間が3年間延長されているんですけれども、こちらの分は、令和4年度に、自家用の乗用の分については、登録ありませんでしたけれども、令和5年度になりましたら、12台のグリーン化特例を受けている車がありまして、税額で言いますと、1万800円の税額が75%の軽減を受けまして、2,700円になった車が12台ということで、税額的には9万7200円の税收の減というふうな形になりますけれども、全体から見ますと、まだこういったグリーン化特例を受ける車というのは、水巻町のほうにはないというふうな状況でございます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

12月の末まで据置きされたっていうね、社会的背景とかお聞きしたかったんですけど。まあ半導体がなかなか入ってこないっていうことで、新車がなかなか手に入らないと。やはり、うちの近所の方も、なかなか新車も中古車も、何年待ちっていうようなことが起こっている状況をお聞きしております。

そういう中で、やはりこの、12月末まで据置きされたその理由っていうのは、やはり、自動車業界からの要求に基づいたものというふうに、私たち、理解をしております。

やはり、自動車を契約したときと、納車したときとの時期がずれることで、この税制の、優遇税制がちょっと違ってくるといことがあるんじゃないかというふうに思っておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

税務課長（土岐和弘）

今、おっしゃっていただいたような理由も一つあると思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。報告第5号 水巻町税条例の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第5号は、承認することに決しました。

日程第17 報告第6号

議 長（白石雄二）

日程第17、報告第6号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

国保税の見直しが行われております。

例年ですね、国保税が大変厳しい構造を持った国保でありながら、国がこのように、課税限度額を引き上げつつあります。

今回ですね、特に課税限度額の基礎課税額を引き上げるんじゃなくって、後期高齢者の支援金等の課税額を引き上げました。このことについてですね、やはり、出産育児何とか、出産育児手当金ですかね、育児金ですかね。それが引き上げられましたよね。金額が大きくですね、50万円ぐらいになったんですかね。その財源に充てたいというような議論もあり、それで、国の世論としては、そういう高齢者にね、社会保障への負担を高齢者にさせて、子育て支援のほうに持っていくのはいかがかというような議論もあって、反対意見もたくさんあったかと思うんですが、その後期高齢者医療の支援金のほうに課税を増額したと。課税限度額を上げたということについて、担当課としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議 長（白石雄二）

土岐課長。

税務課長（土岐和弘）

議員の御質問にお答えをいたします。

限度額の引上げの理由ということでですね、出産、育児の分に充てられるのではないかと

うふうなことなんですけれども、一応、厚生労働省等々の資料を見ますとですね、引上げ額の決定については、厚生労働省の設置する社会保障審議会の医療保険部会の議論を経てということで、限度額の超過世帯の割合ですね、これが全体の1.5%に近づくように、段階的に引き上げるということとなっております。

医療費分と、後期支援分、介護納付金分の3つの区分で、賦課の限度額の超過世帯の割合とか、ばらつきとかを考慮して、今回20万円が22万円に上がったということになっております。

以上です。

議 長（白石雄二）

よろございますか。ほかにありませんか。古賀議員。

11 番（古賀信行）

議案書ですね、55 ページですね。これの1、2、3、4。上から4行目ですね。第23条第1項中、20万円を22万円に改め、同項第2号中、28万5000円を29万に改め、同項第3号中、52万円を53万5000円に改めるって書いてますね。

これは、私自身も議員ですけど、議員自身がですね、理解しにくいんですね。

値上げなら値上げっちですね——。役所はですね、住民に都合が悪いことは、こういう言葉でですね、表現しますけど、もうちょっとですね、分かりやすい言葉でですね、表現できなかったかですね。質問いたします。

議 長（白石雄二）

はい、土岐課長。

税務課長（土岐和弘）

御質問にお答えいたします。

条例のつくり方というふうなところでいけばですね、こちらの文言が変わったというのは、国の準則に基づいて変えるような形になるんですけれども、28万5000円が29万円に改めたということでいけばですね、軽減の判定の基準が、所得額の判定割合が大きくなったという形になりまして、軽減をできる世帯が増えるというふうな内容につながってくると思いますので、増額ということではなくって、軽減判定の判定基準がちょっと広がったというふうに御理解をいただければと思っております。

以上です。

[「はい、分かりました。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませ

んか。はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

反対の討論をいたします。

事実上、消費税が導入されて、3 パー、5 パー、8 パー、10 パーと度々値上げをして、そして年金は引き下がり、さらには、コロナの影響に限らず経済は低迷して、ますます国民の生活は逼迫しておりますが、その中で、福祉の切捨て。要するに保険は上がる。だけど年金は下がる。そして生活費はどんどん急騰されてきてですね、ますます苦しくなる中で、どうしてこの保険だけ値上げするのか。

むしろ苦しんでる状況下で、値上げすればもっと国民が苦しむことになりますよね。

こういう状況においては、やはり据え置くか、もしくは、むしろ減額していただくぐらいの気持ちを持って、町民に当たってほしいと。

ましてや、国の言いなりであれば、先ほどからも農業委員会の問題もそうですが、国がきちんと規定を設けて、各地方自治体に下ろしているんですから。

国民の生活を守る、あるいは命を守るというのは、地方自治法にも定められてる。それを町長が知らないはずはない。

やはり、暮らしを守ることは命を守ることです。そういった意味からも、そのことをしっかり地方自治法を読まれて、やはり住民の生活と、そして命を守る。そういう方向で町政を運営していただきたいと思います。

よって、反対の討論といたします。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

岡田です。この報告第 6 号 水巻町の国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告について、反対の立場で討論をいたします。

今回ですね、先ほども申しましたように、基礎課税額ではなくって、後期高齢者の支援金等の課税の課税限度額を引き上げたということで、国会での議論でも、やはり出産育児一時金ですかね、それを引き上げるためにどこかで財源を求めなければならないという、財源確保ということの議論があったかと思います。

そういうことはですね、やっぱり少子化対策は今、岸田政権の下で言われておりますけれども、少子化対策するのにですね、社会福祉を、社会保障を切り捨てる。ましてや、若い世代と、少子化の若者世代と、高齢者を対立させるようなね、こういうやり方は、私は絶対よくないと思っております。

世論調査が、朝日ですかね。朝日新聞でも世論調査が行われたと思いますけど、やはり、高齢者にそういう財源を求めるのは反対だという意見が、6 割以上を占めていたかと思いますので、この値上げの案には、日本共産党を代表いたしまして、反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。報告第6号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、報告第6号は、承認することに決しました。

日程第18 報告第7号

議 長（白石雄二）

日程第18、報告第7号 令和4年度水巻町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。中山議員。

10 番（中山 恵）

10番中山です。報告第7号 令和4年度水巻町一般会計補正予算第8号の専決処分の報告についてです。

予算書の19ページをお開きください。その中の、中央公民館車椅子駐車場設置等の整備工事のことですが、このことについて、私、住民の方と一緒に現場を見ております。

とても住民の方が、「すごく立派になったし、車の乗り入れ、そして雨などのときも本当に助かります」ということの、喜びの声を伺っております。

あと、今日、質疑のほうですが、減額の説明とですね、できてから、どれくらい利用者の方がおられるか。

また、車椅子以外の方が駐車場に止めたなどのトラブル等が起きてないか、ということをお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

中山議員の御質問にお答えします。

2月の27日に完工検査を行った後に、3月上旬より、こちらの障がい者駐車場を利用開始をさせていただいております。

これまで2台全て埋まって、ほかの方が止められないっていうような、そういったトラブルは全く起きておりません。

大体1日に1台。多くて2台あるかないかっていうところの御利用になっているような形になっておりますので、御利用される方は喜んで御利用いただいているものと思っております。

また、こちらの19ページのほうはですね、起債の歳入の、一応減額という形になっておりますが、こちらは実際の工事費ですね。29ページにもありますが、工事請負費が390万落ちたことによる起債の減額という形の内容になっております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

予算書では8款2項1目で、25ページですかね、道路維持費。道路維持費で、工事請負費が、270万の減額としております。

これ、1年間の町道の補修工事の予算残だと思うんですが、私どもの町民の希望としましては、様々な町道に対しての要望があって、そのときに、なかなか予算がありませんみたいな話もよくされるので、こういう予算は残さず使っていただきたいなというふうに思うわけですが、270万円っていう金額では、とても修理ができない金額なのかですね。

例えば、頃末南の裏側の通りも、やっぱり私も何度か修理というか補修をお願いしましたけど、穴が空いているところが何か所かあるんですけど、そこもちょっと埋めていただきたいなと思いますけど、なかなかしていただけない。

そういうときに、やっぱりそれは270万ぐらいではできないのかどうかですね。

そういう説明と、工事にどのくらいの費用が、1メートル舗装工事をするのにはどれぐらいの金額がかかるのか、説明いただいていいですか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

まず道路維持費なんですけれども、ここでいう工事費なんですけれども、主に町内の側溝であったり、アスファルト舗装ですね、補修を年間を通して行う場合に使用しております。

で、この270万円なんですけれども、主にですね、入札残となります。

舗装の工事なんですけれども、地区からの要望とか、職員等が巡回して、ある程度まとめて発注しております。

これ、コストの問題もありまして、余り小刻みに出すとですね、なかなか経費もかかりますので、大体おおむね年に2回ほどですね、前期と後期、2回に分けて発注をしております。

後期のほうの工事がですね、どうしても年度末ぐらいになりますので、最終的に入札で、少し残が出ればですね、予算に対して、200万程度の残が出てしまうということでございます。

もう3月末、年度末近くなりますので、この残った予算でまた工事を出すというのもですね、なかなか工期的には難しいところがありまして、残が少し出ているというところでございます。

通常の舗装であれば、少しであれば修繕料というのがありますので、修繕料で少しの舗装なら舗装したり、あと、穴があいているだけとかなら職員でもですね、簡易の舗装はできます。行っております。

アスファルトの舗装なんですけれども、いろいろ構造によって金額があるんですけれども、アスファルトの舗装のみ、大体5センチ程度打ち換えるのであればですね、1平方メートル当たり5,000円程度でございます。

黒いアスファルトの下にですね、路盤といいまして、基礎の砕石が入っているんですけれども、この辺りまでやり換えるとなると、やはり、平米当たり8,000円近く、ちょっと費用がかかってきますので、場所等にもよるんですけれども、大体おおむねそれぐらいの金額です。

以上でございます。

議長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11番（古賀信行）

歳出の部分ですけど、報告第7号のですね。土木費が9470万円ですか。上がってますね。

その中で、交通安全対策費が100万円ですね。そして、道路維持費が270万円ですか。それから、下から2番目の公園費が160万円ですか。余っていますね。

これですね、交通安全対策の面ではですね、今まで一般質問を出していますけど、非常にですね――。

まず、例えば私、特に重視しているのは、交通事故が多いところですね。道路の隆起とか、そういう、いつも要望していますが、なかなか実現しません。使って欲しかったんですね。

それから、交通安全対策費ですけど、二西ですかね。二西の橋に、全然欄干がないところがあるんですよ。

不必要なところにいっぱい、そういうポール立てて 있습니다けど。そういう、人の通行が多いところにですね、道路に、橋に欄干がないとかおかしいと思うんです。ですね。私、全部写真撮ってきてます。これが第1点目ですね。

それから、下から2番目の公園費の一般公園管理費ですね。これはもう、一昨年12月に、あそこの河守神社の公園のバスケットのポールが倒れてから、私、再三公園の担当者に言ってますけど、なかなか実現しません。

それは、何て答弁しました？あ那时的答弁は、「騒音が、今度は隣近所から文句が出る」ち。隣近所に私、すぐそばに友達がいるんです。「やかましいか」って聞いたら、「そういうふうなことはありません」です。ね。

そしたら、そのときは「区からのあれが上がっていません」という答弁ですね。その都度その都度ですね、適当な答弁して、私はですね、特に河守神社のバスケットのゴールが建って、もう子供たちが放課後ですね、あそこで楽しそうにしている様子、それを見て私の心がうれしかったんですよ。健全に育ってるなと思ってですね。

そういうですね、子供の育成から考えてもですね、そういうところに目配り気配りをする必

要があると思うんですけど、そういう点、どのように執行部は考えていますか。

議 長（白石雄二）

はい、北村課長。

建設課長（北村賢也）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

まず二西の橋の欄干でございますけれども、大体、主要町道及び歩道が近いところの橋の欄干につきましては、設置してありますけれども、古い昔の農道のようなところは、部分的にないところもございますので、危険な箇所があればその都度ですね、職員でも確認して、設置のほうを進めてまいりたいと思います。

続いて、ポールが少し数が多いんじゃないかというようなお話がございましたけれども、このポールにつきましてもですね、地区からの要望でありましたり、警察からの要請でありましたり、様々な形で地元等と調整して、交通安全のために設置しているということでございます。

3つ目でございますけれども、河守神社の公園ですね。河守公園のバスケットゴールなんですけれども、これも議員から御質問ありましたように、2年ほど前にですね、ちょっとさびて、柱が倒れたということで、それから現在まで、まだ設置できておりません。

といいますのも、地元の方からですね、以前からちょっと音がするというような話もございまして、その話を、地区のほうにですね、また復旧するに当たって苦情が出てはいけませんので、地区のほうで一度話し合って、どういうふうな形がいいのか話してくださいということで、今、投げかけているところです。

地区のほうからは、特段、今のところはいいいんじゃないかというようなことで、回答をいただいておりますので、一応、今年度ですね、設置に向けての今、用意をしているということでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。

予算書 26、27 ページの地域住宅計画事業費。これ、高松の町営住宅についての設計とか工事費。これも、かなりの額が余るっていうか、使われていませんけれど、やっぱり外壁工事を下のほうからされていますけどね、やっぱり 1 棟 2 棟、棟数の少ない上部のほうは、もう本当に草も生えてるし、全然手がかけられていない。

そして、入居したときに、ドアのペンキ塗装ですけど、1 回、党としても一般質問もしましたが、ペンキが剥がれて、本当にこれが公営住宅なのかっていうぐらいに、手がかけられてないということに対して、これだけ予算、せっかくつけてもらっているのに、何かそういうとこ

ろにも、長期計画をお願いっていうか、意見として、ちょっと上げさせていただきたいんですけど、いかがですか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

井手議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正の残という、減額というのがですね、改修工事を行っているんですが、これが工事の工期が、大体年度末2月とか3月、2月ぐらいにですね、工期になっています。

ですから、基本的にですね、これは入札残による減額ということで、それからまたですね、新たに工事をこの減額・残額を使って新たにまたするというのはですね、日程的にも難しいということで、御理解いただければと思います。

あと、御質問の中にあった、高松団地の1棟から10棟の件につきましてはですね、今年度、打診調査とか、そういった外壁の調査、安全を確かめる調査を行っています。

そういった調査結果を見ながらですね、今後の在り方について検討させていただきたいと思っています。

以上です。

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。——はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

予算書の27ページですね。10款1項の教育総務費の支出分ですね。そこで、下から3番目の枠ですね。27ページの枠。大きな枠ですね。

で、児童クラブ運営事業委託料がですね、250万円減額されてるんですね。

なぜ私、こういう質問しますかと言いますと、児童クラブに子供を預けている保護者が1分でも遅れたら、そういう、徴収料ですか、取られるっちゅう話を聞いたんですけど、そういう、一、二分ぐらいはですね、大目に見てやってもいいんじゃないかと思うんですけど、その点、どうですかね。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

議員の御質問が、恐らく延長保育の関係だと思います。児童クラブのですね。6時から6時半の延長保育の関係だと思いますけれども、この辺につきましてはですね、いつから料金を取る

かつていうところにつきましては、委託事業者と協議をしながら、事実、そういったことがあるかどうかも含めてですね、確認をして、協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。報告第7号 令和4年度水巻町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、報告第7号は、承認することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。

日程第19 報告第8号

議 長（白石雄二）

日程第19、報告第8号 令和4年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。古賀議員。

11 番（古賀信行）

現在、国民健康保険に加入している世帯と、加入人口を教えてください。

以上です。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険の被保険者数ですが、令和5年3月末現在の被保険者は、5,883人となっております。

以上です。

[「世帯数は？」と発言する者あり。]

失礼いたしました。世帯数は、3,850世帯です。

以上です。

[「三千八百、何ぼ？」と発言する者あり。]

3,850世帯です。

[「人口は、五千八百、何？」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

手を挙げてください。古賀議員。

11 番（古賀信行）

もう1回教えてください。人口が、五千、八百、何ぼですか。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

国民健康保険の被保険者ということでよろしいですね。

[「そうです。」と発言する者あり。]

被保険者数は、5年3月末現在で5,883人。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。報告第8号 令和4年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第8号は、承認することに決しました。

日程第20 報告第9号

議 長（白石雄二）

日程第20、報告第9号 令和4年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

3月の――。

議 長（白石雄二）

どちらですか。反対、賛成。

11 番（古賀信行）

賛成ですけど。賛成ですけど、ちょっと意見言わせてもらいます。

3月の定例議会で美浦町長が言われてましたように、県の速報で、高齢者の医療費が約ですね、100万円をオーバーしてと言われてましたけど、それを計算したらですね、50何億円になる。水巻でですね。人口からすれば。掛けたらですね。

まあ水巻だけじゃなくて、全国的に後期高齢者の医療費がですね、非常に膨らんできてるんです。

特に福岡県は全国1位と言われましたけど、そういう点でですね、昨日一昨日ですね、私、勉強しました。新聞でですね、神奈川県、具体的に名前を挙げてましたけど、男性も女性も一番寿命が長い町があるんですね。それはなぜかって言えば、面白いことには、その町は坂が多いんですね。坂が。ほして、老人クラブか何か知らんけど、グループつくってよく散歩してるんですね。

だから、私はよくうちの奥さんに言うんですけど、「やっぱりねえ、健康を保つためには、歩かんといかんよ」っち言うんですよ。

だけど、そのためにはですね、やっぱり年寄りが出歩く施設ですかね。そういう点で、北九州市は65歳以上のサービスはすごいですね。いろんな施設の入館が無料とかですね。

それから、それだけじゃなくて、鹿児島市、熊本市、福岡市の施設まで、北九州市が提携結んで、入場無料とかしてるんですね。だから、なかなかいい施策だと思ってるんですよ。

水巻はそういう、もうお金ないかも分かりませんが。

そういう点でですね、福岡県の南部は、非常にいいことをしています。どういうことをしているかといいますと、小学校区単位ごとに、町民がいつも利用できるですね、そういう施設を作って、低料金でしてるんですよ。運営はほとんどシルバーがしてます。なかなかですね、そこで年寄りが集まってですね、してるんです。

昔は、神社にお年寄りがやかんを持って行ってですね、そこにむしろを持ってって。憩いの場やったんですよ。今、そういう光景見られませんが。それが公園に代わるものと思うんです。

だから、公園によってもですね、屋根がついた――。私、熊本県の地震のとき、視察に行きました。その付近の菊陽町も行ってきたら、公園にですね、一部、屋根つけさしてるけんですね、ああ、なかなかいいやないかと思ってですね。

水巻町はそういう公園を見ても、屋根がついた公園とかほとんどないですね。まして、バス停なんかは、ほとんど屋根ないですね。

長野県なんかは、コミュニティーバスですけど、屋根があったけん、びっくりしたんですよ。停留所ごとに。

そういう点でですね、年寄りがですね、やっぱりそういう、出やすいようなことをすれば、非常にこの高齢者の医療費も下がってくると思うんです。

そういう点でですね、やっぱ、担当課だけじゃなくて、執行部全体が、そういうですね、年寄りが出回るような施策を検討してほしいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。報告第9号 令和4年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第9号は、承認することに決しました。

日程第 21 報告第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 21、報告第 10 号 令和 4 年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。報告第 10 号 令和 4 年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、町長報告を終わります。

日程第 22 議案第 18 号

議 長（白石雄二）

日程第 22、議案第 18 号 水巻町税条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。2 点について、質問をいたします。参考資料のほうの 80 と 81 ページについてですね。

まず一つは、このキックボード。電動キックボードの、施行されるっていうことでね、年額 2,000 円ですかね。税がかかるということなんですけれど、本当、これは 2020 年に、国会で道路交通法が改定されて、大幅な規制緩和になって、もうこれ、調べれば調べるほどすごい危険な内容というのが分かって、7 月から施行されるということですね、執行部も準備で忙しいと思うんですけれど。一つは、登録とかいう手順、段取りがあると思うんですけれど、その計画を一つお聞きしたいのと、もう一つはその上の森林環境税の導入ですよ。

これもホームページのほうで、今、譲与税は国のほうから下りてきてますんで、どれだけ下りてきて、何に使った、木製の本棚を買ったとか、そういうのが細かく残っておりますけど、それでもやっぱり余剰金というか、譲与税の余っているお金についてですね、どういうふうに使われているか、お金をどうされているかというのを、ちょっと一つお聞きします。

議 長（白石雄二）

はい、土岐課長。

税務課長（土岐和弘）

御質問にお答えをいたします。

1 点目の電動キックボードの登録ということでございますけれども、今度新たにですね、電動キックボードという、特定小型原動機付自転車という枠組みで課税がされるということでございますが、今のところ、税務課のほうにですね、この電動キックボードを登録したいとかいうお問合せは、あまり入ってきてはおりません。

今後ですね、いわゆる普通の原付バイクもですね、大体販売店のほうの方が、こちらの乗られる方の代わりに登録をされて、ナンバーを受け取って帰られているというパターンが多いので、購入者が直接窓口に来られるというよりも、どちらかという、販売店の方が代理で、税務課のほうにナンバーの交付を申請をされるというふうな形になろうかと思っております。

——っていうことでの登録が増えてくるんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

2点目の森林環境譲与税の話になりますけれども、これは、令和元年度から市町村への交付が始まっております、元年度は114万4000円の森林環境譲与税が町に交付されております。

その用途としましては、「I C O T T O ! M I Z U M A K I」の中ですね、木製の屋台がありますとか、積み木。そういった木製の製品の購入に充てさせていただいております、100万円ほど使っております。

残りの14万4000円というものは、基金のほうに積立てをしまして、翌年度以降に使うというような計画をしておりました。

翌2年度は243万4000円が交付されておまして、前年度からの繰越しと合わせまして、総合運動公園のベンチですね。これを20台とかですね、中央公民館のパーテーションになる椅子ですね。木製の椅子を14台。こういったものの購入に充てておまして、この年が227万9000円使っております。

ですんで、差額の15万5000円がそのまま基金に残してですね、翌年以降に使うといったことでした。

で、3年度は240万7000円交付されまして、こちら、第二保育所の本棚に充てるということですね、この年は少し少ないんですが、31万2000円ほど使っております、209万5000円ほど余っていましたが、これは基金残したままということで、次の4年度にまた4年度分の323万2000円の交付がございましたので、基金の積立てと合わせたところで、第二保育所の木製のげた箱を、4個、4台っていうんですかね。それと駅南口の駅前広場の木製ベンチを8台で、合計で536万5000円ということで使っております。

26万1000円が余っておりますので、今、基金に残ったままとなっております。

5年度、今年度ですが、一応、見込みとしまして、323万2000円が交付される予定としておまして、これは図書館の木製の書棚を購入する費用に充てる予定ですね、今のところ計画しております。

以上です。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

キックボードのことですけれど、これがもう、とんでもない悪法でありまして、免許がなくとも、16 歳以上で時速 20 キロ以下やったら公道を走れるっていうようなことで。

今、登録はないとおっしゃってましたが、若い人たちの間では、SNS 上ではすごい盛り上がってて、免許もないで、高校生 16 歳以上が乗れて、ヘルメットも努力義務になってるんで、死亡事故も起きてるんですよね。都会のほうですけどね。

だから、子供たちがやっぱりそういう中で、当然欲しがる、情報が今いろいろすぐ手に入りますんで、そういうことも踏まえてね、まあ国が決めたことではありますけどね。

ちょっと、普通、車運転するほうも怖いんですよね。うろうろされたりしたらですね。

これ、決して都会だけの話ではなくて、やはりこうやって、これは来月からですかね、施行されるんやったら、どんどん増えてくると思うので、町としてもやっぱり、これ税条例やけど、対策をちょっと考えていただきたいと思います。

——のと、いいですか。いいかな。

環境税については、今、木製の備品を、業者の応援にもなるし、買われて置くっていうのも大事ですけど、本来のこの目的は、自然林、森を守るために使ってくださいっていう、新たな森林の税なんですよ。森林環境税ですね。

で、日本の国の施策で、自然の森たくさんあったのに、日本の政治の政策で、どんどん森を本当に減らして行って、そして、花粉症とかもね、新たな病原が出てきたりしてるので。

まあ町内は自然林っていうのは少ないとは思いますが、例えば、私の近所の明神ヶ辻山とか、やっぱり、皆さん自然を愛されて、朝とかも歩かれる方も多いんですよね。

だけ、結構余ってるんで、そういうところにも、今後の話になりますけど、ぜひ、森を守るために使っていただきたい。竹林もですね。竹林対策、今、いろんなところで全国的にも問題になってますけど、考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長（白石雄二）

はい、大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

今、井手議員おっしゃられたとおりですね、この使途につきましては、間伐とか植林とか整備道路の整備でありますとか、またちょっと離れますけれども、松くい虫対策とかですね、そういった森林整備に使うこと。それと併せまして、森林整備の促進のための人材育成であるとか、担い手の確保。これは水巻町にはちょっとふさわしくないんですが。それと木材利用の促進、普及、啓発。こういったことに使ってくださいということでですね、定められております。

その中で、町の毎年の予算ですね。その中で、どういった事業があって、これが使えるような事業があるかということマッチングといたしますか、照らし合わせながら使途を決めておりますので、今後ですね、必要なところにこれの財源を充てていくのはもう当然のことですので、財政やら各課と話をしながらですね、使途を決めていくような流れになると思います。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 18 号 水巻町税条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 23 議案第 19 号

議 長（白石雄二）

日程第 23、議案第 19 号 水巻町営駐車場設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 19 号 水巻町営駐車場設置及び管理条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 24 議案第 20 号

議 長（白石雄二）

日程第 24、議案第 20 号 水巻町営住宅用地内の自動車駐車場使用料条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 20 号 水巻町営住宅用地内の自動車駐車場使用料条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 25 議案第 21 号

議 長（白石雄二）

日程第 25、議案第 21 号 水巻駅南口駅前広場設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

水巻駅南口駅前広場設置及び管理条例ですが、これは 3 月議会に一度提案されたものを、執行部の町長のほうが、本当に大変な重大なことだと思います。議案撤回というような事態になりました議案でございます。

それを、再度出されておりますが、そういう重大な議案撤回をした、その後に出される、この、名目は同じで、中身は違ってますよね。

私どもが言論の自由、憲法違反の項目が含まれているということで指摘をいたしましたが、強行的に提案をされました。

自らまた撤回するという事態に至ったわけですが、今回出されるに当たってですね、特に、十分慎重に出されたと思うんですが、その経緯についてですね、御説明をいただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

3月議会に一度提案させていただきましたけれども、条例の中にですね、規定の文言に適切でない記載があったということで撤回をさせていただきました。

撤回の内容なんですけれども、一部ですね、規制の中、当時の第3条の中になるんですけれども、演説や署名等を禁止する、また演説ですかね。——等を禁止するということがあったんですけれども、ちょっとこのあたりの文言がですね、不適切ではないかというような、御指摘がありました。

場所にもよるんですけれども、公共施設ということで、円滑に使用するために一定の規制は必要であるということで、私たちも考えたんですけれども、少し、不特定多数の方が多く通られるところということで、こういった規制はちょっとふさわしくないんじゃないかということで、取下げをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

いやいや、撤回の理由は分かるんですけども、今回ですね、新たに提案されるということでですね、その辺に、じゃあ、十分注意をしましたということでよろしいんですかね。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

建設課長（北村賢也）

特に禁止行為のところがですね、特にそこに注意して、御指摘がありましたように、憲法等に抵触しないようにですね、作文をいたしました。

その他の条文については、変更ございません。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 21 号 水巻駅南口駅前広場設置及び管理条例の制定については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 26 議案第 22 号

議 長（白石雄二）

日程第 26、議案第 22 号 伊左座小学校北校舎増築工事の請負契約の締結についてを議題いたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

このたびの――。何ですか。

議 長（白石雄二）

あなた、総務財政委員やから。

12 番（近藤進也）

建設は文厚産建じゃないの。

議 長（白石雄二）

請負やけ。契約ですから。

12 番（近藤進也）

はい、分かりました。

議 長（白石雄二）

はい、すいません。はい、ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 22 号 伊左座小学校北校舎増築工事の請負契約の締結については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 27 議案第 23 号

議 長（白石雄二）

日程第 27、議案第 23 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題いたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

― 質 疑 な し ―

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 23 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 32 分 散会